

NSCA ジャパン認定検定員規定

NSCA ジャパン認定検定員（以下「検定員」という）の規範や役割等を明確にし、検定員が NSCA ジャパンの教育事業における代表的な存在として活動できるよう、本規定を定める。

第1条 検定員の定義および規範

1. 検定員は、NSCA ジャパンの教育プログラムにおける主に実技師範力向上のためのリーダー的存在である。日本におけるストレングス&コンディショニング（S&C）の指導者育成のため、広い見識をもって、その事業の一翼を担うことが望まれる
2. 検定員は、NSCA ジャパンのミッションを忠実に遂行する人材である。したがって、決して自分の主義主張のみを謳うのではなく、エビデンスベースの S&C の知識をもって、専らクライアントの利益のため普遍的かつ日々進化する S&C の理論を身に付ける必要がある
3. 上記を満たすため、検定員は、育成支援を受けると同時に、自ら S&C の専門職としての自己研鑽に努めることが期待される

第2条 検定員の役割

1. 下記の事項をはじめ、NSCA ジャパンの活動目的である S&C の指導者育成や継続教育に携わること
 - (1) レベルアッププログラムの講師
 - (2) 各種検定の検定員
 - (3) 将来的には、協会を代表して、レベルアッププログラムに準ずる内容に加え、各人の専門分野に特化した講演を、協会からの依頼により外部にて行う
2. 自己研鑽を積むこと

第3条 検定員の更新条件

今後の検定員各自の専門性を考慮し、以下のいずれか一つを任期 3 年以内に満たすことを条件とする

1. a)検定員研修、b)同一の検定員研修を受けた上でのセミナー講師（検定を除く）、c)カンファレンス等での海外講師講演のアシスタント講師（計 3 回以上）
2. 映像によるレベル I 模擬検定（年 2 回程度実施）のスコアレポート提出：計 5 回以上
3. 国内外での研修活動の実施（研修助成の受給が望ましい）
4. 研究論文または事例報告の投稿論文の掲載
5. 検定員検定再受験での合格

2016 年 2 月 4 日

承認：NSCA ジャパン教育・研究委員会 担当理事 岡田 純一